

よくあるお問合せ

Q1. 登録免許税の収入印紙は弁護士名簿登録請求書の日弁連提出用に貼付するのでよいのか。

A1. 日弁連提出用に6万円の収入印紙を貼付してください。

Q2. 入会申込書の紹介者は必須ですか。

A2. 紹介会員2名又は1名の署名・捺印を可能な限りお願いたします。※
紹介会員が1名もいない場合には、必ず、入会申込書の研修所クラスを記入してください。

Q3. 氏名の漢字が外字なのでデータ入力できない。

A3. 弁護士名簿登録請求書等記入要領別紙5の「氏名に外字を使用している場合の氏名表記について（お願い）」を確認後、データシートに外字を入力せずに保存・印刷した後、氏名欄すべてに戸籍または外国人住民に係る住民票どおりの外字を手書きでご記入ください。
なお、「外字（旧字・異字体・俗字・略字等）の取扱いについての依頼書」（書類一覧⑭）のご提出が必要となります。

Q4. 登録日までの間に改姓、本籍の変更を予定している場合の注意点などあるか。

A4. 弁護士名簿登録日までに改姓、本籍の変更を予定している方は、提出日現在で記入し、現在の戸籍謄本を提出してください。また、その旨を申込受付表の「改正・本籍変更の予定」欄に記入してください。改姓、本籍の変更後の戸籍謄本は、3月6日（金）までに当会に来会の上ご提出ください。その際に、提出時に入会申込書類一式の該当部分をご修正いただきますので、入会申込書に押印した印鑑をご持参ください。

Q5. 入会申込書提出時点で登録予定事務所が確定していない場合の事務所欄の書き方は。

A5. 事務所所在地記入欄に「未定」と記入してください（事務所名は空白）。事務所が確定次第、3月6日（金）までに当会に来会の上、入会申込書類一式の事務所欄をご修正ください（入会申込書に押印した印鑑をご持参ください）。

なお、事務所所在地を自宅と同一とした場合、自宅住所が事務所所在地として日弁連ホームページに掲載され、また、会員情報の提供の取扱いに関する規則に基づき、一般からの照会に対し当該住所を事務所住所所在地として提供することになります。

Q6. 登録（入会日）までに自宅住所の変更を予定している場合の自宅欄の書き方は。

A6. 転居先等の住所が確定していれば、その住所をご記入ください。住所がまだ確定していない場合は、実家等の住所をご記入いただき、登録後に登録事項変更届をご提出ください（新規登録から3か月間は無料）。空欄は不可です。

Q7. 事務所（企業）・自宅の電話番号・FAX番号の書き方、固定電話（FAX番号）がない場合の電話番号欄（FAX番号欄）の書き方は。

A7. 事務所（企業）・自宅ともに携帯電話番号は登録できません。

事務所（企業）の電話番号・FAX番号については、所属事務所（企業）の他の弁護士が電話番号・FAX番号を登録している場合には可能な限り電話番号・FAX番号（※最低でも電話番号）を記入してください。

※他の弁護士の登録内容は日弁連HP（<https://www.bengoshikai.jp/>）にて確認してください。

また、所属事務所（企業）に他の弁護士が所属していない場合であっても可能な限り“電話・FAX番号（※最低でも電話番号）”を登録してください。

なお、事務所及び自宅に固定電話及びFAXがない場合は、電話番号・FAX番号欄は空欄にしてください。

Q8. 履歴書賞罰欄に罰ありの場合は。

A8. 上申書（日本弁護士連合会会長宛1通・第二東京弁護士会会长宛1通：合計2通）の提出が必要です。弁護士法12条の「弁護士会の秩序若しくは信用を害するおそれ」について慎重に審査する必要がありますので、確定した判決に限らず、罰（不起訴処分となった事件や少年法による保護処分、刑事処分、公務員や修習生における懲戒処分、訓告や注意処分）を受けた年月日、内容及び罪条（罪名）、等、参考になる事情を記載してください。特に、所定の書式はありません。

Q9. 新規登録弁護士雇用届出書について。

A9. 法律事務所に雇用される場合は、**新規登録弁護士研修協力届出書**（「法律事務所勤務の方」用又は「弁護士法人勤務の方」用のいずれか）（書類一覧⑫）に、人事権のある雇用者からの記名・押印をお願いします。なお、弁護士法人の雇用者側の押印は、法人印でも代表者の印でも結構です。

また、登録と同時に法律事務所を開設する等、法律事務所との雇用関係がない場合には提出不要です。